

多様な人材が参画するための議会改革の推進等 に関する決議

町村議会は、地域が抱える様々な課題の解決に向け、多様な住民の声を集め、その負託にこたえて議論を重ね、地方公共団体の意思決定を行うなど、日々、精力的に活動している。

しかしながら、令和元年5月から令和5年4月の統一地方選までに行われた町村議会議員一般選挙においては、全体の4分の1を超える254団体において無投票となり、そのうち31の団体が定数割れとなるなど、議員のなり手不足が深刻化している。このまま歯止めがかからなければ、地方自治にとって危機的な状況が到来するおそれもある。

このような状況を打開し、多様な人材が参画する議会を実現するためには、議会の存在意義と役割が住民に実感されるとともに、議員のやりがい・魅力が住民の間に浸透することが必須である。

このため、我々町村議会は、地方自治法の改正によって明確化された権限を十分踏まえた上で、更なる議会改革を推進し、これまで以上に住民の福祉の向上を実現していくことを表明する。

また、引き続き、議員を志す誰もが参画しやすい環境整備を国に要請するとともに、主権者教育、議会のデジタル化、ハラスメント対策、適正な水準の議論を踏まえた低額な議員報酬の改善、厚生年金への地方議会議員の加入に向けた議論の活性化等を推進する。

以上、決議する。

令和6年2月8日

全国町村議会議長会
第75回定期総会